

水産政策審議会資源管理分科会

第97回議事録

水産庁

水産政策審議会第97回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和元年10月3日（木）13:15～15:18

場 所：農林水産省7階 共用第1会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第319号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第320号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に
基づく基本計画の検討等について

【審議事項】

平成31年漁期の漁獲可能量留保枠の配分について（まいわし）

【報告事項】

（1）太平洋くろまぐろの資源管理について

（2）水産政策の改革について

（3）北太平洋漁業委員会（N P F C）「年次会合」の結果について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第 97 回資源管理分科会を開催いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の廣野と申します。よろしくお願ひいたします。

いつものことですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。ご発言の際には事務局のほうでお持ちいたしますので、挙手いただき、それから発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員 9 名中 8 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。また、特別委員は 15 名中 11 名の方が出席しております。

では、次に資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず、議事次第がございます。その次に資料一覧がございます。資料 1 から資料 6 までございます。議事の途中でも結構ですので、不足等がございましたら事務局のほうにお申しつけいただきたいと思います。

それでは、報道関係のカメラ撮りは、いらっしゃらないようですが、ここまでとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、山川分科会長、進行をよろしくお願ひします。

○山川分科会長 本日は皆さん、ご多用のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきます。

本日は諮問事項が 2 件、審議事項が 1 件、それから、報告事項が 2 件というふうに議事次第にはなっておりますけれども、もう一つ追加がありまして 3 件ということになります。議事進行へのご協力をよろしくお願ひいたします。なお、本日、審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第 10 条第 1 項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。諮問第 319 号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正についての検討ということですが、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長　かつお・まぐろ漁業室長でございます。資料2に基づきまして、指定省令の改正についてご説明させていただきます。まずは諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

元水管第1205号。令和元年10月3日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第319号）。

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令改正の内容でございますが、資料2の5ページ目にまとめてございますので、5ページ目をお開きください。まず、基本的なところでございますけれども、かつおまぐろ類につきましては、インド洋まぐろ類委員会といった我が国が加盟いたします地域漁業管理機関下において、資源管理に必要な措置を採択しており、加盟国につきましては、この措置法令等によって担保することとしているところでございます。

1番、今回の省令の概要でございますけれども、今年6月に開催されましたインド洋まぐろ類委員会、これの総会におきましてイトマキエイ科のエイに関する資源管理措置が採択されたことを踏まえまして、国内法令で担保するために指定省令を改正するものでございます。

具体的には2番のところに書いておりますが、2番の（2）でございます。IOTCの総会においてイトマキエイ類の保存に関する決議というのがなされたところでございます。イトマキエイ類と言っておりますが、これはマンタと呼ばれているものも含まれておりまして、食用というよりはダイビングで潜って見て楽しむ、観光資源的なエイの仲間というふうなことになります。

内容でございますけれども、①番といたしまして、漁船、これはまき網を除いておりますが、漁船によるイトマキエイ科のエイの意図的な船上保持等の禁止、②番といたしまして、まき網がイトマキエイを混獲した場合については、それを廃棄等するというふうなことが義務づけられたということでございます。

このため、省令の改正内容でございますが、3番のところに(2)番の①番、インド洋の海域で操業しているというものは、遠洋かつお・まぐろ、大中まき漁業でございますので、(2)の①番で、遠洋かつお・まぐろ漁業者については、イトマキエイ科のエイの採捕を禁止する規定というものを設けたところでございます。採捕禁止ということでございますので、放流廃棄していただくということでございます。②番といたしまして、混獲が避けられない大中まき漁業につきましては、陸揚げしたイトマキエイの販売を禁止する規定といったものを設けたところでございます。

イトマキエイについては、現在も食用に利用されていないと、全く利用したくないということで、混獲なりがあった場合は両漁業とも廃棄等をしているということでございますので、今回、決定されたこのような資源管理措置といったもので、我が国の漁業者の操業に直接悪影響が出るということはないと考えているところでございます。また、本件の規制につきましては、今年8月に関係漁業者については通知といったものも行ったところでございます。

改正の期日等、スケジュールについては6ページにあるとおり、所定の手続を踏まえまして、本年10月29日に施行といったものを予定しているところでございます。具体的な改正の案文については、1から4ページに記載しているところをご確認いただければと考えております。

私の説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。田中委員。

○田中委員 海洋大の田中でございます。

この件と直接の関係はないんですけども、イトマキエイってCITESではどういう取り扱いになっているのでしょうか。

○山川分科会長 お願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 CITESのほうは附属書2に掲載となっております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にご発言がなければ、諮問第319号については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第320号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。資料のほうは3-1をご準備願います。まず、最初に諮問文を読み上げさせていただきます。

元水管第1161号。令和元年10月3日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第320号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料3-1の別紙につきまして、基本計画の変更案をお示ししてございます。新旧対照表でお示ししてございます。また、変更内容につきましては、資料3-2及び資料3-3で説明させていただきたいと思っております。

では、まず、初めに資料3-2をご準備願います。平成31年3月、第93回資源管理分科会で承認いただきました平成31年漁期すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量（TAC）の改定についてということでございます。

まず、1のところ、TACでございますけれども、漁業種類については沖合底びき網漁業、改定前が5万2,900トン、これに2,000トンを足しまして改定後は5万4,900トンということでございます。

改定の考え方をご説明させていただきます。すけとうだらオホーツク海南部資源につきましては、我が国水域の来遊状況に年変動があるということをご考慮いたしまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定してご

ざいます。

今漁期の沖合底びき網漁業の漁獲量につきましては、令和元年8月の時点で過去最大規模4万3,745トンに達してございます。漁期全体で従前の近年の最大漁獲量であります5万2,900トンを上回ることが予想されるということでございます。

それで、沖合底びき網漁業の平成31年漁期の予想漁獲量の考え方についてご説明させていただきます。まず、(1)でございますけれども、4月から8月までの漁獲実績は先ほどご説明しましたとおり、4万3,745トンでございます。(2)でございますけれども、9月から3月の予想漁獲量につきましては、近年の最大値ということで、平成27年に1万364トンというものがございます。この(1)と(2)を足し合わせたものが5万4,109トンという形になります。

3のところでございますけれども、水産政策審議会第84回資源管理分科会の資料5に、漁獲可能量(TAC)の配分シェアの見直しについてというものがございます。これに基づきまして、この5万4,109トンという数字の100トン未満を切り上げ、5万5,000トンにいたしまして、知事管理分に相当する100トンを差し引きまして、5万4,900トンとしてございます。

配分につきましては別紙のとおりでございます。変更となる部分を黄色でお示ししてございます。下段の括弧につきましては改定前の数量というふうな形になってございます。

また、本件に関します意見募集手続につきましては、前回の令和元年8月の資源管理分科会のほうでご説明させていただいたとおり、意見募集手続を行わないこととしたいというふうに考えてございます。

以上がすけとうだらオホーツク海南部の資源についてでございます。

続きまして、資料3-3をお願いいたします。こちらにつきましては、令和元年6月の第95回資源管理分科会で承認をいただきました、ずわいがに日本海A海域漁獲可能量の改定についてでございます。

まず、今回、TACにつきましては、改定前2,800トンから400トンをプラスした3,200トンということでございます。

改定の考え方をご説明させていただきます。ずわいがに日本海A海域につきましては、平成30年漁期のTACは、資源が当初予定されていたものよりも悪いということで、当時の最新のデータを用いました資源評価として示されてございます。また、さらに令和元年以降は加入が減少するとの予測もあったということでありまして、持続的な利用をより確か

なものとするために期中改定ということで3,600トンから3,200トンに削減を行ったということでございます。

今漁期の令和元年漁期TACのもとなりましたABCにつきましては、今年9月に公表されました再評価におきまして、①資源量が上方修正されたこと、②点目、加入予測が上方修正されたことを主要因としまして、上方修正が可能とされてございます。また、平成30年漁期のTACを引き下げたことのみを変更要因とした場合には、3,300トンとなることもあわせて示されてございます。

これを受けまして、令和元年漁期のTACの引き上げが令和2年漁期のABCへ与える影響につきまして、水産研究機構に試算を依頼したところでございます。令和元年漁期の漁獲量が3,200トンまでであれば、令和2年漁期のABCの上限は3,400トンから変わらないとの結論が示されてございます。

今、ご説明しました上記の結果に加えまして、この資源がふ化から加入までの期間が7～8年と長いため、加入量の予測精度が高いということ、また、令和元年の親資源が3,700トンとBlimitよりも相当高い状態にあることも踏まえまして、令和元年漁期のTACを期中改定することとしたいと考えてございます。具体的な改定後の数量につきましては、令和2年漁期のABCに影響を与えない範囲とすることとしまして、3,200トンとしてございます。

配分についてでございますけれども、別紙のとおりでございます。変更となるところを黄色でお示ししてございます。括弧につきましては改定前の数量となっております。

また、本件に関します意見募集手続につきましては、令和元年8月の資源管理分科会でご説明したとおり、意見募集手続を行わないこととしたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

○船本特別委員 鳥取の船本と申します。

ずわいがに日本海A海域のTACの改定についてご質問したいと思います。10ページの分です。このたび、2,800トンから3,200トンにふやしていただいたということで大変ありがたい話で、結果については何ら文句といたしますか、ご意見を言う筋合いのものでもないし、受け入れたいというふうに思っております。

それはそれとして、去年のことがございまして、去年、ここにも書いてございますけれ

ども、3,600トンがABCの低下というか、5月の調査のもとに8月で評価したときでABCの範囲内だということで、3,200トンに落とされたという経緯がございまして、去年は非常に運用上、苦勞いたしました、漁業者としては。途中で変わったので苦勞した。何で苦勞したかという、3,200トンを守ることはそんなに苦勞ではない。漁業者でやめようということのできるんですけれども、そうじゃなくて、何回も言いますけれども、当然、裾野の広い魚種でありまして、2倍も3倍も波及効果があると、漁獲に対して、というような魚種であるというふうな認識があつて、経過の管理というので一番問題になつたというようなこともございました。

それで、去年のことを踏まえて3,200トンから2,800トンに 今年落ちるといふことで、私の所属しております鳥取と兵庫県さんを中心、けんけんがくがく、それこそけんか腰でみんな漁師が寄つてたかつて討議いたしました。それで、11月の漁獲を中心に去年のままではいかんといふことで、11月は大分落とすといふことで合意して、自主規制策を今度の7日のTAC協定委員会が日本海A海域の分がありますけれども、それでするようにしております。

ただ、けんけんがくがく、2,800トンに向けてみんなで苦勞してつくり上げたものを漁業者が3,200トンになってよかつたなといふことで、ありがたいとは思ふんですけれども、今まで努力して、どうだいや、いけんだかいや、ええだかいやといふようなことの話しながらやつた策は何だつたのかといふようなことにもなりかねないような状況であります、正直に言つて。

だけれども、ABCとTACの先ほどからのご説明が若干ありましたけれども、ABC以内といふことで、去年、3,200から2,800に落ちたといふこと。では、 今年2,800から何ぼに上がったんだと、ABCは。聞くところによると4,400トンだといふようなことも聞いたりいたしまして、それが何で3,200トンになつたのかといふようなことも含めて、もうちょっとつくりがよくわからない部分もあるので、7日のTAC協定委員会にでももうちょっとわかりやすい言葉で説明してもらえたらありがたいなと。

ぜひ、漁業者のほうにも、これは水研さんのマターになるかもしれませんが、説明いただいて、こういうことだけに、多分、長期的なことも含めてといふことで決めてもらった数字だと思ふんですけれども、こういうことはあり得ることだといふことで説明のほうをいただけたらといふことも含めて、ABCとTACの関係性といふか、そこら辺をもうちょっとわかりやすく説明してもらえたらありがたいなといふふうに思いました。

去年、3,200トンから2,800トンに下げられて、期中改定、7日にTAC協定委員会を開くというぐらいにせっぱ詰まっておりますので、それはそれで開きたいとは思いますが、ABCとTACの関係性というか、そういうところをもうちょっとつまびらかにしてもらって、説明のほうもやさしい言葉で、漁業者にわかりやすいような説明をしていただけたら大変ありがたいというふうに思いましたので、ぜひ、ご協力のほうも含めてよろしく願いいたします。

○山川分科会長 わかりやすく説明していただきたいということですが、何か岩本資源管理室長、ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ご意見をありがとうございます。

昨年、TACを下げたということで大きな反響があったということは、我々も承知してございます。今回は資源評価がよくなったということもあって、引き上げるということになりましたが、船本委員のご発言にもありましたけれども、ABCはこれ以上、とったら資源を持続的に利用していくことが困難になる漁獲量の指標ということで、お示しさせていただいてございまして、TACについてはABCの範囲内で設定させていただいているものでございます。

また、今回、ずわいがににつきましては、指標が高いということでございますけれども、予測ということでございますので、引き続きずわいがに資源の持続的な利用と安定供給を確保する観点から、引き上げるときには慎重に取り扱うべきというふうに考えまして、令和2年漁期にどうなるかということも試算させていただいたところでございます。漁業者の皆さんが資源管理に厳しい姿勢で取り組んでいる結果のあらわれが、今回の結果だというふうに考えてございます。先ほどありましたとおり、この後、業界のほうでも会議がセットされるということでございますので、水産庁のほうからもわかりやすい言葉で、漁業者のご理解をいただきながら進めるという姿勢で進めていきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 船本委員、よろしいですか。

○船本特別委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、6月の会議でも申し上げたと思ひますけれども、ABCが下がったので、その範囲内だということは理解しているんですけれども、ただ、ABCの数字の信憑性というか、調査のいろんな条件の差異とか、いろんな不確定要素がたくさんある調査だと思ひます、自然が相手のことだから。だからということも含めて、6月の会議でも申し上げたように、下

げるときも範囲内とは言いつつも、下げる数字を例えば複数年で回復するんだとか、そういうアローアンスを持った下げ方をしてもらわないと、上がるときは慎重な姿勢があるけれども、下げるときだけ数字をそのままことんと落とされたのでは、漁業者としては、現場の者としてはたまったものではないというのが実感であります。

だから、上げるときも例えばこういうふうに運用していただくのですから、下げるときもある程度は軟着陸のような、そういうマイルドダウンといいますか、よくわかりませんが、そういうしんしゃくをしていただくような、軟着陸をしていただくような数字のつくり方をしていただけたらありがたいなと。上方修正のときだけ、こういう懐に数字を持ったようなあれじゃなくて、下げるときも少しはABCの不確実性じゃないですけども、そういうところも含めて、その範囲内だと、1トンたりともまかりならんというようなことじゃなくて、そういうことはもう少し運用上、配慮していただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 ご意見をいただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

今の船本委員の点なんですけれども、確かに一旦話し合ったやつがまたご破算になると。それで、下がる時は大きなもめごとになるわけですよ。それを解消する一番の方法は、今のこのタイミングで、つまり、TACを出すタイミングを後にずらすというのが一つの解決方法としてはあるんですけども、その場合に今から議論を始めて11月の漁期までに間に合うかどうかという問題が一つあって、その点についてはどのようにお考えなのかということをお尋ねします。

○船本特別委員 その点も6月の会議にも申し上げたと思うんですけども、5月の調査をもっと早めてもらえないだろうか。要するに評価のタイミングを早めてもらえないかというお願いをしたところです。今のタイミングで数字が出てくるということは、これから対策をやるということは不可能です。カニ以外の漁期が始まっております、現場の船長連中は洋上というか、海の上におりまして、集まる機会を非常に持ちにくいのが現状で、なかなか、これから対策をどうするか、あるいは自主規制策をどういうふうにとめるかということをとめる上では、非常に時間というか、物理的制約上、無理があるという感じですよ。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 例えば夏の8月ぐらいだったら間に合いますかね。

○船本特別委員 そうです。9月から漁期が。

○田中委員 始まりますか、ということですね。8月までに出れば何とかかなと。ありがとうございました。

○山川分科会長 タイムスケジュールに関するご意見がありましたけれども、その辺に關しまして何か事務局からありますでしょうか。可能性はあるとか、現状でもこういう事情があつてなかなか難しいとか、いろいろあり得るかなと思うんですけれども。

○漁場資源課長 資源調査のタイミングについては、私どもからは何も言いようがないんですけれども、こういうご意見があつたということで水研等のほうにもお話を伝えたいというふうに思います。

○管理調整課長

管理の方策として、特にずわいがにについては資料にもございましたが、成熟までの年齢も長いし、漁獲対象になる年齢も長いので、長いこと海にいるということで、長い目で見た資源の利用方策が立てやすいというのがありますので、今後の話になりますけれども、改正法に基づく資源管理を行っていくに当たって、そういう複数年の見方というのはシナリオを立ててやっていくというのが基本ですけれども、特にずわいがになんかは、そういうことができるものだと思っていますので、毎年の結果で一喜一憂するようなのではなくて、ある程度、安定した漁獲というので計画していくということも含めて考えていきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。川辺委員。

○川辺委員 東京海洋大学の川辺でございます。

お伺いしたいんですけれども、すけとうだらに關しまして、改定前、改定後でふやすとことのご説明を先ほどいただきまして、最後に意見募集は特にしませんというふうにしゃっとおっしゃられたかと思うんですけれども、これはふやすからいいという感じなんでしょうか。この改定の考え方というところに関しては、結構、ご意見がある方もいらっしゃるのかなんていうふうに思いながら伺ったんですけれども、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしく願いします。

○資源管理推進室長 今回、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条に基づく基

本計画の決定変更ということでございますが、これにつきましては意見募集を必ずやらなければいけないものとして行政手続法が規定している命令等には該当しないというふうに考えてございます。本来、意見募集手続というのは不要なところ、制度の定着を図るという観点から、これまで手続を実施してまいりました。

一方、制度のほうが始まりまして20年以上経過するというところで、制度のほうの定着もかなり図られてきたんじゃないかというふうに考えてございますし、特に関係者の方々が合意しているような基本計画の変更については、昨今、早期の変更の要望が非常に強いという状況もございます。そういったに行政としても迅速に対応できるように、今回のようなケースの場合は意見募集は行わないと。ただし、TAC対象魚種のそれぞれの一番最初の数量ですとか、あとは昨年、ありましたけれども、期中改定するに当たって数量が削減される、こういった関係者に不利益が及ぶような場合につきましては、意見募集の手続は引き続き行いたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 ほかにごございますでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、諮問第320号については原案のとおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問事項について確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

元水審第19号。令和元年10月3日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

水産政策審議会会長、山川卓。

令和元年10月3日に開催された水産政策審議会第97回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。

諮問第319号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について。

諮問第320号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

それでは、この答申書を神谷部長にお渡しいたします。

(分科会長から神谷資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして審議事項に入ります。平成31年漁期の漁獲可能量留保分の配分について(まいわし)ということで、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料のほうは資料4をお願いいたします。平成31年漁獲可能量留保分の配分について(まいわし太平洋系群)というものがございます。

平成31漁期のまいわし太平洋系群のTACにつきまして、農林水産大臣が留保から配分する量を以下のとおりとしたいと考えてございます。まず、漁業種類でございますが、大中型まき網漁業でございます。現状49万1,000トンの水量に、今回、留保から5万6,000トン配分しまして、54万7,000トンとするということでございます。これを行った後、留保の残量については17万9,000トンになるということが概要でございます。

次のページに背景が書いてございますので、ご説明いたします。この太平洋の海域におきましては、近年、北海道東部から太平洋北部にかけた一帯の漁場におきまして、まいわしの良好な来遊が見られているという状況でございます。平成31漁期はその傾向が強まっております。1月から8月までの漁獲実績は23万3,000トンとございまして、これは過去5年のうちの好漁期年の同時期平均の198%に達しているという状況でございます。その結果、大中型まき網漁業に定められました数量の50%に達しているという状況でございます。さらに加えて、近年は漁場へのサバ類の来遊時期のおくれに伴いまして、イワシを対象とする操業の期間が伸びているというふうな状況でございます。

続いて、配分量算出の考え方でございます。まず、初めに算出式でございまして、年間予測漁獲量を出しまして指定漁業の種類別に定めた数量がございまして、その差としたいと考えてございます。この年間予測漁獲量の算出の考え方でございまして、①と②に書いている合計値ということで出したいと思っております。まず、①は1月から8月の実績値、②としまして9月から12月の平成30年漁期の同時期の実績に、下の計算式にありますように増加率、要は平成31年漁期が過去5年の好漁期年に比べて、特異的に多いということを示すような増加率を乗じた数値としたいというふうに考えてございます。

配分については3ページのとおりとなっております。変更となる部分を黄色でお示ししております。括弧内の数字は改定前の数量というふうな形になってございます。

事務局のほうからは以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、漁獲可能量の留保枠の配分については、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告事項が3件あります。まず、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。資料5に基づきまして説明させていただきます。中身は、9月上旬に改正されましたWCPFC北委員会の結果報告ということで、前回の資源管理分科会のときに日本がどういう提案を出したかというご説明を申し上げましたが、その結果についてご説明を申し上げます。

資料5の8ページをごらんください。資料5の8ページのスライド番号でいいますと12ですけれども、WCPFC北小委員会の結果についてというところでございます。9月の頭にアメリカのポートランドで開催されまして、日本、韓国、米国、カナダ、クック諸島、台湾の6カ国・地域が参加したと。実質的に太平洋クロマグロに関する議論は、会合期間中に開催された全米熱帯まぐろ類委員会、IATTCと呼んでいますけれども、これとの合同作業部会で行われまして、全米熱帯まぐろ類委員会が管轄する東太平洋でクロマグロをとっているメキシコも参加しております。EUはWCPFCのメンバーでもありますし、IATTCのメンバーということで参加しておりますが、EUは太平洋クロマグロの漁獲は行っておりません。

私が代表として出席しまして、それで、戻っていただきまして、その上の11-2という表がございますけれども、これの赤字の部分、3番というところがございますけれども、小型魚については10%の漁獲上限の増加、大型魚については1,300トン増加という提案を日本のほうから出しておったわけでございます。その結果でございますが、次のページの結果概要というところがございますが、増枠については一部慎重な国があったため、全体数量の増枠には至らなかったわけでございますけれども、来年限りの措置として以下の2点が合意されております。

1点目は、2019年の漁獲上限に未利用分に係る繰り越し率を現状の5%から17%に増加する。今年の漁期、仮に枠を消化しなかった場合には、当初枠の17%までは翌年に繰り越しができるということでございます。もう一つは、大型魚の漁獲上限について、台湾か

ら日本へ300トンに移譲していただくと。台湾は1,700トンぐらい持っていますけれども、実際には400～500トンしか使っていませんので、余っているということで移譲していただくということになりました。

ただし、下を書いてありますけれども、最終的には12月に開催されますWCPFC年次会合、本会合ですけれども、ここに北小委員会の合意事項を報告して、この年次会合で承認が得られれば、正式に決定されるということでございます。これがそのままずっと合意されるかどうかというのは、現時点ではよくわかりませんが、いずれにしても我々としてはこれがそのままWCPFC年次会合の合意事項となるように、最大限の努力をしてみたいと思っております。

去年に続きまして、今年も全体枠の増加につながらなかったことは非常に残念でございますが、そういう中でも現場で苦勞されている方々の問題を少しでも緩和するために、繰り越し率の増加と大型魚の移譲ということで、去年に比べれば多少は前進したのかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。審議官のほうにおかれましては大変ご苦勞さまでございました。皆さん、喜んでいらっしゃいます。

キャリーオーバーの17%というのは大変うれしいんですけれども、17%になった理由というか、それは。

○資源管理部審議官 太平洋クロマグロは太平洋全体にまたがって回遊するために、西ではWCPFCが管理して、東ではIATTCが管理しているわけですが、IATTCのほうは管理方式が若干違っておりまして、19年と20年の2年間のブロッククォーターになっています。それで、ブロッククォーターなんですけれども、1年間にとれる上限というのが決まっています。計算すると理論上、一番大きな漁獲国であるメキシコは17%まで繰り越しできるという計算になるんです、実際にやるかどうかは別にして。ということで、東西で同じ率を適用しないと不公平でしょうという議論をしまして、それが認められたということです。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。水産政策の改革について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

資料6、横長の資料をごらんください。改正漁業法における大臣許可漁業ということをごさいますて、めぐる状況から許可の体制管理の体制についてのご説明をしたいと思ひます。よくご存じの方は当たり前という話もあると思ひますが、改めて全体を説明していきたくと思ひます。

1 ページをおめくりくださ。沖合遠洋漁業でございすが、生産量はまいわし等の多獲性魚類の資源変動等もございまして、また、200海里体制、それから、公海漁業の管理強化の影響を受けて、80年代に比べると大きく下のグラフのように減少してまいりましたが、近年は横ばい傾向ということでございす。グラフの中の赤い実線が遠洋等漁業を足した漁獲量を示しているもので、近年、2017年では187万トンということになってございす。また、我が国漁業全体に占める地位でございすが、下のグラフにありますとおり、生産量でいいますと約6割、生産額でいいますと約4割を占めるということございまして、国民に対する水産物供給の主要な担い手ということは間違いなことをだと思ひております。

大臣許可漁業は今、現状では指定漁業、特定大臣許可漁業と分かれてございすが、指定漁業では沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業を代表にいろいろな漁業がいか釣り漁業等までございす。また、特定大臣許可漁業ということで、特定の海域で特定の漁法等の制限をしている漁業もここに挙げていすとおりにございす。これがいわゆる大臣許可漁業の全体像でございす。

2 ページ目でございすが、隻数、それから、人数というか、経営体、従業者さん等の状況ですけれども、下の左のグラフでございすが、許認可隻数は200海里体制、国際規制等によって1990年代まではずっと減ってきたというのは皆さん、ご存じのところかと思ひます。一方、2010年前後からは大規模な減船ということを行われておらず、ほぼ横ばい傾向で隻数は推移してきていすということございす。

右側の円グラフでございすけれども、一方で経営体、従事者ですけれども、経営体といたしましては13%ということ全体1割強、ただ、1隻当たりの乗組員も多いものですから、従事者数でいいますと遠洋が3%、沖合19%ということ20%ちょっとという地位を占めていすということございす。また、それを上の生産量、生産額で割っていた

だくと、経営体当たり、従事者当たりの生産量、生産額は比較的大きな漁業だというのが理解いただけるかと思います。

次、3ページ目でございます。資源管理、そういう大臣管理漁業の資源管理でございますが、右側に円グラフを示してございますが、大中型まき網でいうと漁獲している対象のうち、77%がTAC種、沖合底びき網でも63%ということでございます。沖合漁業の主たる漁獲対象はTACで管理されているというふうな状況になってございます。また、右側の下にもございますが、いわゆる遠洋漁業、この場合はかつお・まぐろ漁業、いわゆる釣りはえ縄でございますが、先ほどもWCPFCの話がございましたが、いろんな国際機関の地域漁業管理機関で資源管理が行われているということでございます。

左側の囲みでございますけれども、今後ともTAC魚種については数量管理を強化していく、具体的にいきますとチェックを3つつけてございますが、1つ目、TAC魚種は今後の新法ではMSYをベースとする新たな資源管理へと移行していくということでございます。これまでもご説明してございますが、目標設定をしまいがちですが、それを原則5年ごとに見直しますし、また、大きな変動があれば随時の見直しも考えるということでございます。また、重要な点でございますが、後ほども出てまいります、大臣許可漁業は詳細な漁獲成績報告書を提出していただいております、この得られるデータがどこでどんな魚種がどんな針数、どんな網数でどのぐらいとれたというデータが得られますので、それが資源評価に当たっての重要な基礎資料となっているということでございます。

2つ目のチェックでございますが、右にありますとおり、大中まき網、沖合底びきなど、多くの漁獲をする漁法の主要魚種は、現状でも数量管理の対象となっておりますが、これは引き続き基本としてまいりたいということでございますし、国際機関で管理を行う資源も今、省令で別に管理しているところもありますが、今後、TACのシステムの中に組み込んでいくということで考えてございます。

また、黒丸の2つ目でございますが、特定水産資源、TAC種以外の資源ということでございますが、今後、調査・評価の充実等が行われてまいりますので、漁獲シナリオに即した管理というのをふやしていこうと考えておるわけですが、その管理に当たっては数量管理を基本としていきたいというふうに思っておりますし、あわせていろいろ行われている自主管理についても、できるものについては数量管理を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、3つ目のポツでございますが、資源管理のための措置として、当然、資源評価、

資源状況を踏まえつつということですが、操業時期、漁具の制限等、いわゆるテクニカルコントロールといわれているのは、これまでも行われているところですが、それを組み合わせた管理を行っていくというのは、今後とも維持していきたいというふうに考えてございます。

4 ページでございます。IQ制度でございます。これまでも準備が整い次第、順次、投入ということございまして、右側にありますように日本海べにずわいがにの例なんかも示して、効果が出ているものもあるというようなお話もしてきております。

左側の囲みでございますが、漁獲割り当て（IQ制度）は具体的な仕組みができたものから順次、導入していきたいと思っておりますし、これまで行われているいろんな実証の取り組みも活用していきたいというふうに思います。また、それに当たって重要となるのは配分の基準ですとか、移転の認可等の運用の仕方というふうに考えてございます。それは資源ごと、漁業種類ごともしくは海区ごと等で管理区分というのを設定して、管理しているとしておりますが、それごとに検討していきたいというふうに考えてございます。

また、2つ目の黒丸でございます。審議のときにもかなり議論になったところで、特に沿岸のほうでもご心配の声があったわけですが、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船の大型化という話でございます。ここに書いてありますとおり、国が責任を持って資源管理、紛争防止を確認した上で、行っていくということございまして、制度上は大臣管理だけじゃなくて、これは知事許可についても準用されているということでございます。

チェックマークのところでございますが、ただし書きです。沿岸漁業者と競合する漁業につきましては、漁獲能力の拡大ということよりは、安全性、居住性、作業性向上のための大型化を基本として行っていくということは、これまでももうかる漁業等を通じてやってきたところございまして、そこは引き続きやっていきたいというふうに思っております。

おめくりください。5 ページでございます。許可制度でございますが、大臣許可制度、最初のページでご説明したとおり、指定漁業と特定大臣許可漁業と分かれておりましたが、これは新法のもとで一本化いたします。有効期間も基本的に5年間ということにした上で、許可の一斉更新制度はこれまで5年に一度、一斉にしておりましたが、それは基本的には廃止いたしまして継続して許可が行える、運転免許みたいなものだと思っておりますが、ここにありますとおり、法令遵守、それから、生産性確保をしっかりとやっ

ていただくという条件を前提として継続して許可ということにして、3つ目でございますが、あわせて資源の状況等、新規に許可を行う場合には随時、公示による許可を行えるようにしていくということでございます。

4つ目、細かい件も含まれますが、一部の漁業種類について区分の見直しを考えてございます。一つは沖合底びきと小型機船底びきのトン数区分ですけれども、括弧で書きましたが、北海道の一部海域において貝類、具体的に言うと、ホタテを共同漁業権の中でとっている桁びきがございますので、それについてはこれまでの小底と沖底の15トンという境目を超えても、共同漁業権の中で、実質、地まきで支援管理して行われているものですので、トン数上限を20トンまで引き上げるというのを現地の要望も踏まえて措置しようと考えてございます。あと、大型捕鯨業と小型捕鯨業の統合と、遠洋かつお・まぐろ漁業と近海かつお・まぐろ漁業の統合については、名称の統合というふうに捉えていただければと思います。許可のプロセスについては下の図にあるとおりでございます。

6ページをお願いいたします。先ほども申しました継続許可を導入するに当たっての資格の点でございます。いわゆる漁業の違反に関しては下の左のところにもございますが、まずは漁業取り締まりを厳正に行うことで。違反の抑止というのをこれまでもしっかりやってきたところでございますし、その中で違反が見つかった場合については司法処分をやり、あわせて停泊処分等の行政処分をかけるということをやってきたところでございます。今回、法律の中で一部については厳罰化も行われているところでございまして、そこはしっかり今後とも厳格に運用していこうというふうに考えてございます。

その上で、法令遵守、生産性の適格性というのがございます。

まずは法令遵守のほうでございますが、2つ目の黒丸、従前より禁固刑、罰金刑、行政処分に応じて点数性により管理しておりまして、適格性を喪失した場合には許可の取り消しということで対応できる仕組みにしていたところでございます。今後でございますが、適格性の法令遵守の判断基準につきましては、秩序維持のために悪質な無許可操業等の行政処分については加点を重くするというふうに考えてございまして、あわせてこれまで許可を受けた者ということだけだったんですけれども、その法令遵守の適用範囲を法人に加えまして、船長、漁労長、役員にも適用するというふうに考えてございまして、法令遵守を徹底していきたいというふうに考えてございます。

一方で、生産性のほうですが、黒丸にあるとおり、従前より経理的基礎の有無ということで法定されてきておりました。今後、その漁業を適格に営むに足る生産性という書き

方になって法律が改正されております。そこをしっかりと確認していくことに見直しをしたいというふうに思っておりますし、生産性というのを収益性の確保の状況ということで確認していきたいというふうに思っておりますし、定期的に漁獲成績報告書に加えて、財務諸表を提出いただいて確認していきたいと思っておりますし、収益性の確保がこれで見込まれないという場合にも、いきなり許可を切るということではなくて、まず、勧告を行った上で勧告に従わない場合には許可の取り消しを行うことができるというふうに法でもなっておりますし、そういう形で運用していきたいというふうに考えてございます。

7ページでございます。許可漁業の操業に関する制限でございます。いろんなものがございまして、下のほうに4つ挙げてございますが、許可のどんなトン数で、どんな区域でということで、公示する内容ということで制限措置というのがございまして、それに加えて省令において採捕、処理に関する制限または禁止ということで、ここにあるような禁止区域、禁止期間、漁具の禁止ですとかの規定が省令で置かれるということになります。さらに、許可に当たっては個別に許可のいわゆる裏書ですけれども、これまで制限条件と申しておりましたが、新法では条件ということになりますが、いろんな条件を規定することもあるし、それに加えて、皆さん、ご存じのとおり4つ目でございますが、団体内もしくは団体間でさまざまな資源管理とか、トラブル防止のための申し合わせ、協定が結ばれてきているところでございまして、そこは引き続き有効だということでございます。

8ページでございます。最初のほうで申し上げた報告の関係でございます。右上のところで大中型まき網漁業の漁獲成績報告書の一部をつけてございます。見ていただくとわかりますとおり、どこでどんな水温のところで何時から何時まで、例えばまあじをとったならサイズ別の数量とか、こういうのを細かく報告していただくことにしております。ここは引き続きしっかりやっていただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げたとおり、こういうデータが資源評価のベースになっていくということですので、充実していきたいというふうに思っております。

また、あわせて法律の中で左の四角の2つ目の黒丸でございますが、資源管理に関する自主的な取り組みの実施状況を報告していただくということを義務化させていただいております。漁獲成績報告と合わせてしっかり報告していただくというのは確保しつつ、漁業者の方に過重な負担にならないようには考えていきたいというふうに思っております。

また、VMSでございますが、現在もいわゆる現状の指定漁業については全て義務づけする方向で取り組んできているところでございますが、今後、全ての大臣許可漁業について

設置を行っていかうということでございます。即時というか、過去の履歴も含めて漁船の航跡、どこで何をやったかが全てわかるような仕組みになってございます。ここは設置命令規定を法に新設しているという状況になっております。

ということございまして、これまでしっかり取り組んできたということも位置づけた上で、今後の資源管理をしっかりやっていくということに向けて、業界の皆様ともよくよく相談しながら前向きに取り組んでいけるというふうにやりたいなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。現状、こういう考え方に基づいて政省令の案文を事務的に詰めているところでございます。かたまりましたら、この場でお示ししてご説明する機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、きょうは途中経過の報告ということでございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等をよろしく願いいたします。

○若狭委員 2点あるんですが、一つは質問とお願いなんですけれども、2ページ目の資料なんですけれども、私の勉強不足もあるかもわからないので、その辺はご容赦を願いたいんですけれども、経営体数と漁業従事者数というのは漁業センサス2013になっているんですけれども、環境変化が激しいときなので、できるだけアップデートされたものをお示ししていただければありがたいんですが。

○管理調整課長 ありがとうございます。

センサスは5年に一度やっております、2018年に行われております。まだ、今、最終的な取りまとめ中で、概要は公表されておりますが、ここにお示しした資料は私も考えたんですが、全部アップデートするところまでできませんでしたので、また、適時、できるようになったらお示ししていきたいというふうに思います。

○若狭委員 全くアバウトでいいんですけれども、9万5,000が幾らだとか、間違えたからどうのこうのと文句は言いませんので、9万5,000が幾らぐらいに減っているだとか、17万8,000人が私どもが見ているのは12万人から13万人という数字もいろんなところで見ているんですが、その辺のところできっくりでもいいんですけれども、教えていただければありがたいんですが。

○管理調整課長 申しわけないです。今、手元に数字がなくて軽々なお答えは避けたいと思います。

○若狭委員 そうですか。それが一つ質問とお願いで、あと、もう一つ本件とは直接関係

ないんですが、許可を発給するための条件として罰則規定等がここに書かれています。それは国内向けのもので、私どもが漁業をやっていると国内で漁業をやっているんですけども、一応、目の前の脅威とすると新聞紙上でも例えば韓国だとか、中国だとか、日本のEEZも含めてどんどん侵入してくると。当然、行政当局としても、それに対する対抗措置をどんどんやっていただいているのはわかるんですけども、国内船の罰則を強化するというのだったら、外国船の違法操業に対しては断固とした態度を示しているということを同時に示さないと、逆に日本の漁業者の方というのは何となく半分腹に入って、半分腹に入らない状況になるんじゃないかということを心配しています。

以上です。

○管理調整課長 ありがとうございます。

それは今回の資源管理の強化とか、取り締まりだけじゃなくて、資源管理全体にかかってくるのだと思っております。国内だけを締めて外国に違反させ放題ということでは、なかなか、納得は得られないだろうということでございまして、取り締まりの強化にはこれまでも取り組んでいるところですが、引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 今、若狭委員の話にもありましたけれども、国内船に対する罰則強化を毎年のように水産庁のほうから提案しているわけですけども、一方、今、言われたとおり、外国漁船に対する罰則規定というのはどのようになっているのか、これまでにどれだけの外国漁船の取り締まりをして国外退去させているのか、それとも船を没収したのか、インドネシアのように違反船を爆破させたのか、日本の取り締まりというのはどのようになっているのか、一般の方、それから、漁業者からも全く目に見えない。

今、日本海の大和堆付近でも追っているのか、追われているのか、その辺が全くわからない状況になっている。日本漁船が日本の200海里の中で追われ、または水産庁の取り締まり船も本来であれば取り締まり業務にあるにもかかわらず、一緒になって避航するというような、そういうふうな話をよく耳にします。これまでも現場のほうからいろんな映像等々をいただきましたけれども、どれだけの強化をもって取り締まりをしているのか。よもや日本の漁船ばかりを取り締まり、外国漁船のほうには手抜きをしているんだと、そういうことではないと思いますけれども、どうもそういうふうに疑われるような行為というのはかなりある。私はそういうように認識していますので、厳格な取締りというのは公平

にやっていただきたいというように思っております。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ご意見として承ったということでもよろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。船本委員。

○船本特別委員 船本です。

先ほどのTACの日本海の会議の件にも通じるところがあるものでお伺いしたいというか、お願したいと思うんですけども、4ページのIQの導入の件なんですけれども、先ほど申しあげましたように7日に日本海A海区のTACの協定会議を設けるようにしているんですけども、日本海の西部地域では石川から島根までですけれども、全そこ連を中心にTACの数字をいただいた分を実績とか、いろんな数字を各県で分けて漁業者が守るようなことで、県別で管理しておるのが現状です。

これについては半世紀以上、50年以上、研究機関さんとか、行政とかいうことで一緒になって雌がにであるとか、みずがにであるとか、漁期や大きさや数だけじゃなくて自主的にどうしたら資源が回復するのだろうかということを念頭に、漁業者みんなで話をして、いろいろ、大きさであるとか、漁期の制限も法律で定める以上の自主的な制限であるとかいうことで管理してまいりました。

それで、去年もそうですけれども、去年11月の漁期、漁模様に問題があったということで、それから、11月のみずがにに対する混獲の防止ということを念頭に休漁日の設定であるとか、あるいはみずがにが多そうなところ、それから、親がにの多そうなところで自主的に禁漁区を設けてやっておることとかいうことで、数字以外のことについても自主的に何が効果的かということを中心にみんなで考えて、それから、研究機関さんにも相談に乗ってもらって、みんなで相談して決めてまいりました。去年は数字の管理上は全く問題がなかったんですけども、何が問題かということか点の管理の問題であったりとか、それから、生物の特性に合わせた管理をしなければいけないというようなことも含めて、自主的にやっておったというようなこともあります。

要は何が言いたいかということ、IQで数字でキャップというか、シーリングで押さえて、それで資源の会議であるとか、資源保護ということ自体はうまく回るのかもしれませんが、それ以上に他産業に対する影響の大きい魚種であるずわいがにとか、特に加点の管理が大事だということで、そういう管理をしておる中でIQを決めたら、IQは決めるのだ

から、あとは自分の好きなものをとるよとかいうことで、漁業者に団体から離れられているとか、団体の自主規制がおろそかになったりとかいうことになったときに、非常に今まで何十年も、50年も培ってきた今までの体制が一からまたリスタートしなければいけないようなことになるということが考えられると思います。

だから、IQで決まるのは水産庁さんであったり、国会であったり、そういうところで最終的には立法とか、そういうところで承認なりをされて決まるのかもしれませんが、ただ、決まる過程では、そういう各地で各業種ごと、水産庁さんのいわくでいうと区分ごとのいろんな自主的な管理をしておる自主的な資源の保護策をやっておるといのが現状だと思います。

要は現場主義に徹していただいて、そこをおろそかにされると、えいやっとやってもらうと今まで培ってきた水産業の数字管理だけじゃない部分というのが壊れてしまうということがあると思いますので、ぜひともIQ導入に当たっては、できるところは試してみよとかいうことも含めて、そういう業界もあるはずだと思いますので、そういうところと、それから、IQも例えばグループで区分の塊になるようなところの塊で管理する、IQ自体は数字は出すけれども、資源保護の管理上、これだけの塊でないと一緒に魚場を共有する以上はできないというようなこともあると思うので、現場の状況を考慮してもらって、あるいは業界というか、あれでいうオン・ザ・スポットというか、現場主義の観点に立って進めていただきたいというふうに常々言っていますけれども、再度、この場でもお願いしたいと思いますので、IQ導入についてはいろいろ難しいところもあるし、先進的というか、後戻りはできないとは思っておりますので、何かしらの形ではやらなければいけないかもしれませんが、ぜひ現場のそういう状況も踏まえた上で進めていってほしいというのが意見です。

以上です。

○山川分科会長 IQ導入に関するご意見をいただいたということですが、何かコメントはございますでしょうか。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

IQ導入に関するご意見を今、いただきました。水産庁といたしましては、IQ管理はTACの管理の一つの手法ではございますけれども、公的な管理と、あとは漁業者自身の自主的な管理の組み合わせによって資源管理を行っていくという体制は、引き続き関係者の方々の話し合いによって、実態に即した形でさまざまな管理が行われているということから、

引き続き資源の持続的な利用に向けて重要な役割を担っているというふうに考えてございます。そういったことから、IQ導入につきましても漁獲量の把握体制等、準備が整ったものから例えば漁業種類、操業区域等から順次導入していくということにしてございますけれども、その際には関係する漁業者の皆様方の意見を聞きながら進めていくことが重要だというふうに考えてございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。柳川委員。

○柳川特別委員 私からは3点ほどあるんですが、一つは3ページ目の特定水産資源以外の魚種の今後の管理の大臣管理については、基本的に数量管理ということであつていましてけれども、現実的に今の要は大臣管理以外の漁業者の皆さんとも要は半々だとかいう魚種も結構ある中で、例えば大臣許可だけが数量管理がされて、違う管理は別よというようなやり方をするものなのか、それともしないのかが一つと、要は今、数量管理はしやすいから大臣管理はしにくいからやらないとかというように持っていくのか、その辺が今、非常に北海道でも一つ魚種になっているのもありますけれども、そういう方向でいくのかというのが一つです。非常に今はその配分についてもいろいろありますけれども、過去にいろんなそれぞれの漁業種類によって自主管理もいろいろやっていますけれども、そういうのは今後、どんな配慮をしていくのか、配分をする際にですけれども、どんなふうになっているのかというのが一つ。

それから、もう一つはIQの問題ですけれども、今、船本委員もおっしゃっていましたが、北海道でいえばすけとうだらが今、TAC管理されていて、皆さん、ご存じでしょうけれども、全員、その中でTAC管理されて、今は強制規定がかかる魚種になっていますから絶対に超えられないという魚種の中で、北海道は北海道でもらったTACを地区割りで割って、どこかで足りないようなときであれば、皆さんで話し合っって融通するようなところで、結果的に皆さんでTACを上手に使いましょう、与えられたTACは絶対に超えないというようなやり方をされていて、先ほど岩本室長もおっしゃってまして、本当に現場サイドに合ったやり方というのがみんなあつて、実際に今、すけそうのTACを超えたことはないわけです。

当然、TACを決めるときにABCに基づいてTACが決まっているやり方、その実態に合わせて、特に沖底なんかもみんな勝手気ままにどこかでやれるという漁業ではないので、自分の前浜の中で今、ほとんど自分の前浜の中では競争原理が働いていないというような漁業種類もある中で、本当にIQがいいのかということ、先ほどの船本さんと同じですけれ

ども、慎重に現場の意見を聞いてやっていただきたいというのが2つ目。

それから、また、4ページ目なんですけれども、一番下のただし書きのところ、今まではIQに縛られるような漁業種類になれば大型化もどうのこうのという論議があって、いろいろ、調整はあったんでしょうけれども、基本的には現場の調整があればいいというような表現だったような気がするんですけれども、今回、改めて漁獲能力の拡大ではなくと鮮明に書かれているのは何か理由があるのかどうかというところが一つ。

最後にあれですけれども、廣野課長に聞きたいんですが、操業日誌というか、漁績、ここまで細かく、これはまき網の実際の例なんだろうけれども、沖底でこれを魚種ごとに、漁獲サイズ別に例えばですよ、というようなことまで考えているのか、聞きたいんですけれども。

○山川分科会長 3点ございましたけれども、いかがでしょうか。岩本資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 今後、特定水産資源として数量管理を進めるに当たってでございますけれども、当該資源を利用している漁業種類ごとの資源の利用状況等も踏まえながら、関係する漁業者の皆様方の意見を聞きながら進めていくというのが大事だと思ってございます。また、船本委員の発言にもありましたけれども、IQ導入に対しましては、私どもとしましては、資源管理を行う上では資源管理に取り組んでいただく漁業者の皆様方のまずは資源管理措置に対する内容の十分な理解というのがあって、その上での実施というのが最も重要な形になると思いますので、そういう点からも丁寧な説明が必要かというふうに考えてございます。

○山川分科会長 あと、漁獲能力の拡大ではなくというような。

○管理調整課長 残り2点でございます。

3点目、4ページ目のただし書きのところでございます。刺激的に見えましたかね。ここは、これまでもうかる漁業の取り組みでやってきたことを今後も沖合漁船の大型化については居住性、労働性、作業性まで書かせていただいておりますが、こういうので大きくしていくというのが基本となっていこうというところを書いているととっていただければと思います。

それから、もう一点、漁績のほうですが、いろいろ、ご心配されているんだなと逆に思ってしまったんですが、大中まきではこうなっております。沖底のパターンはまた違うところもあるし、沖底のほう情報がの多いところもあるかと思いますが。現行の漁獲成績報告につきましては、現行をしっかり継続していただくというのをベースに考えてございます。

ただ、今後、いろんな資源管理の必要性上、どういうデータがとれるかというのは、また、考えていく必要も出てこようと思いますし、一方で、港からどんなデータがとれるかというのはいろいろIT化とかなんかも含めてできることはやっていきたいし、漁業者の負担をふやさずにどれだけデータをたくさんとれるようにするかという工夫がまた大事になってこようと思いますので、引き続きご相談しながら進めたいと思います。

○柳川特別委員 漁業現場が本当に苦勞すると思うので、そこは本当に慎重に理解してやってもらわないと、要は変なデータを出されても困るものですから、そこは本当に慎重に丁寧に説明してお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 3点ほど教えていただきたいのですが、まず、6ページの法令違反を犯したという、この法令違反という法例は漁業法だけだという理解なんでしょうか。どのよな法律に抵触した場合、法令違反ということの認識か、教えてください。

それから、その前のページの5ページなんですけれども、大型捕鯨と小型捕鯨、遠洋かつお・まぐろと近海を統合する、単なる名称の統合だという説明だったんですが、どんな意図があって名称統合なんでしょうか。何か裏があるのか。こういうのは入り口から注意しておかないと我々も気になります。単純なものかどうか、教えていただきたい。

それから、8ページの先ほど話がありましたけれども、報告義務の中で特に沖底関係については洋上での漁獲量の違いによっても差が出てくるんでしょうけれども、かなり過重労働になります。人的要因による海難事故というのが多発している。居眠りによる衝突、乗り上げ、転覆、このようなものが帰り航海のとき、非常に多いです。洋上における報告事項を受けるほうはいいでしょうけれども、書くほう、提出するほうが苦痛にならないように、過重労働にならないように簡略的なものにしていただきたい。余分な時間を使わせるようなことはしないでいただきたいと思います。

○山川分科会長 廣野管理調整課長、よろしくをお願いします。

○管理調整課長 ありがとうございます。

まずは6ページの法令違反のところでございます。現行でも法令違反、適格性のところは漁業に関する法例と動労に関する法例の二本立てになってございます。そこは変わらないということで理解いただけたらと思います。

それから、5ページのところ、そういう質問をされて裏はありませんと言って信用され

ないよということなのかもしれませんが、本当に裏はないので、これはそういうことでご理解いただければと思います。

また、8ページのところの報告でございますが、遠洋がイメージに高橋さんはあるのかもしれませんが、沖合漁業ですと航海後何日ということで、漁獲成績報告書自体は陸上でつくっているということです。ただ、それに必要なデータというのは当然、洋上でメモにしていこうということになると思いますので、先ほども申し上げたとおり、基本的には現行でいただいているデータをしっかりとこのを継続で考えてございますが、先ほどもあったとおり、今後、IT化だの、いろんな技術革新の面で漁船への労力軽減ができることがあれば、そこはどんどん取り組んでいきたいというふうに思っていますし、また、いろんなことで海難事故が多いというのも十分承知していますので、また、安全指導のほうもしっかり行っていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにごございますでしょうか。倉委員。

○倉特別委員 取り締まりの関係なんですけど、ルールを厳しくして厳正にやっていくぞというのは大変ありがたいことなんですけど、取り締まりにあっては陸の警察なんかには比べますと、海上というのは非常に取り締まり船というのも少のうございますし、厳しくしても限界があるのではないかなというふうな思いを強くしております。ということは、厳しくしても、それが絵に描いた餅で終わってしまうと、こんなことを私は危惧しておるんですが、厳しくすると同時に、厳しくした内容がしっかりと対処できるようにすることを強く要望したいと思います。

以上です。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、規則だけを厳しくしても現場でずるずるということでは全然意味がないわけですが、最後の8ページにも載せましたが、VMSというのを載せてございます。これは取り締まりで活用してございまして、ものとしては、今、この瞬間にどこにいるかということだけではなくて、VMSを積むと1年前までの航跡が最大1分以内で全部出るようなものになっています。ですから、例えばまき網であっても底びきであっても、操業したかどうかまで含めてわかるようなデータになっていますので、いろんな形で例えば京都府さんのほうなどから何々船が違反したんじゃないかという疑義情報を寄せられることがありますので、そういうときにはVMS情報をしっかりと確認して、ただ、単に流れ込んだ

のか、走って通っただけなのか、網まで巻いているのかというのまで含めて、しっかり取り締まりをやってきているということでございます。今後ともそこはしっかりやっていきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。堀内委員。

○堀内委員 先ほど柳川委員のほうからもありました4ページのさっきの、ただし、沿岸漁業者と競合する漁業については、漁獲能力の拡大ではなくという、この文面、これを見るとただし書きをつけてまで水産庁に大臣許可寄りの考えがあるんじゃないかと思えます。これは削除したほうがいいと思えます。

それと、1ページ目の下の円グラフで生産量の沖合と遠洋の割合が生産額になると違ってくる。これは大臣許可が必要以上に安い魚をとっているんじゃないか。このグラフは比例したほうが大臣許可、沿岸に公平になると思えます。いかがでしょうか。

○管理調整課長 ありがとうございます。

そういう意味では、沿岸のほうから見て、こういう資料がどう見えるかというのは非常に勉強になります。ただし書きの部分でございます。従来から申し上げておりますが、これは実は沿岸も同じ考え方になってこようと思えますが、先ほども高橋委員からもあったとおり、漁業の海難が多いです。いろんな形で安全性とか、労働環境をよくしていくというのは非常に大事なことだと思っていて、そういうために資源に影響を与えない範囲で船が大きくなるというのはむしろいいことだと思っております。それは沿岸についても同じだと思っております。そういうところは理解いただきたいと思えます。決してどっちかだけに加担しているとか、そういうことではないと。日本の漁業として向かっていくべき姿はこうだということを考えているというふうにご理解いただけたらと思えます。

一方で、量と額の話でございますが、これは昔からある話でございますが、沿岸については特に磯根もののウニとかアワビとかも含めて、非常に単価の高い魚種をとっているというのは、こういう結果の一因になると思えますし、まさに養殖業なんかについては当然、売れるものを売れるようにつくっていくということですから、当然、こうなつてこようと思えます。同じ魚種で比べたとしても、物によってはおっしゃられるとおり、例えば沖合のほうは網でとるので、沿岸で1匹1匹釣るものよりは評価が低いというのは実際にあるかと思えますけれども、そこはいずれにしても国民の側から見たら、一方で安い魚がという観点もなくはないわけだと思えます。

そこは漁業、漁業、それぞれの戦略の中で一定の手間をかけて一定の量を安く供給する

漁業というのと、1本1本を釣り上げて大事に高く売るというのは、それぞれ経営戦略として、また、日本の漁業としてどっちがいい、悪いということではないと思っていますので、そこは端的な一方的な見方ではないかなと思っていますが、数字としては先ほど言ったような傾向から、こういうこととして出てくるんだというふうに思っています、無駄にとっているとか、必ずしもそこは価値観なので、そういうふうにお感じになることがあっても私は否定いたしません、我々としてはそういうふうと思っています。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。坂本委員。

○坂本委員 千葉県漁連の坂本です。

改正漁業法については随分いろんなところでお話を聞いておりますし、また、TACからIQにという、そういう動きというのも資源管理においてはもちろん主流であるんだろうなというようには理解しておりますけれども、IQの導入ということに当たっては規制緩和ということで、例えばノルウェーのさばなどがすぐ引き合いに出されて、さばのサイズの大きいものをとることをするんだ、そして、それによってさばの単価が上がっていくんだと、日本は逆のことをやっているじゃないかというようなことから、こういうIQ管理みたいなものというのが出てきているんじゃないかと、そういうのが後押しされているんじゃないかというふうに思うので、IQの管理がもちろん資源管理ということは第一義であるわけなんですけれども、同時に、それによって魚の単価が上がるとか、それによって漁業者の所得が上がるというような、そういうところまで持って行って初めてIQ管理が成功しているというようなことになると思うので、そこまで水産庁さんのほうもしっかりフォローアップをして行って、チェックして行っていただきたいなというふうに思います。

例えばそれなりにIQはやっているけれども、実は魚のサイズは変わっていないじゃないかとか、それから、単価だって上がっていないじゃないかというような、そういうようなことがあった場合に、一体、何が原因なんだろうかというようなこともしっかり再考というか、チェックできるような、そういうような体制もとって行って、そういう見方もして行っていただきたいなというふうに思っています。

それから、今回はIQに関してはトランスファラブルじゃないようで、売買ができるような、そういうものでは、数量としての売買ができるというものではないようですけれども、例えばIQの導入によって漁船というか、経営会社の寡占化みたいなものというのが進んでいくという可能性も否定できないと思いますので、この辺のところ、これは自由競争だか

らしやうがない部分はあるかもしれないですが、漁業協同組合という、そういう組織で今まで沿岸等とのいろいろな調整等もやってきた中で、ずっとこういうような組織で日本の漁業を守ってきたという部分もありますから、そのこのところはこの先、IQが導入されたからといって、そういう面が急速に進んでいくというようなことに関しては、これも水産庁さんとして何らかの考えというのを打ち出していってもらえればいいのかというように思っています。

○山川分科会長 ありがとうございます。

貴重なご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。

○亀谷委員 先ほどから皆さんの議論をいただきましたけれども、全国的にいろいろな魚種で資源が減ってきて、漁業者たちが困惑している、疲労困憊しているという状況がございます。それを皆さんで資源保護であるとか、いろいろな対策を講じまして一生懸命頑張っていこうということになってはいますが、逆にそれを潰す外国の勢力がございまして、特にIUU漁業、そういうことがありまして、とにかくそれは世界中で排除しようということになってはいますが、実際にそういった魚がまぐろにつけても、ほかのいかにつけても、そういう魚が入ってくると。そういうことになりますと我々の努力が無になりますので、そういったIUU漁船からの魚を輸入しないようにぜひお願いしたいと思います。日本海の例えばEEZ内でいかなんかを密猟して、それがまた日本に入ってくるような、そういうことがありますと、我々の努力というのは本当に無に帰してしまいますので、その辺の取り締まり、水際での排除というのをよろしくお願いしたいと思います。

○山川分科会長 これにつきましてはいかがですか。貴重なご意見をいただいたということで、承ったということでよろしいでしょうか。

○管理調整課長 担当が出席していませんが、今回の水産政策の改革の中で、第二弾として今後のおっしゃられたような輸入トレーサビリティの第一歩となる漁獲証明のこともあわせて検討するというような話にもなっております。また、ご意見も踏まえながら検討を進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 海洋大の田中でございます。

TACの管理についてご検討いただきたい点が一つありまして、先ほど柳川委員のほうから大臣許可だけなのかという話がありましたけれども、実はメルジャパンという認証規格

がありまして、その認証規格は最近、国際認証、GSSIに合わせて規格をつくり直したところなんです。その規格の中に例えばその資源をとる全ての漁業が管理下にある、法的に有効な規制がとれるという条項があるんです。それはエッセンシャルな事項なので、それをクリアしていないと認証がおりないということで、つまり、例外があってはいけないというふうになっているんです。特定の漁だけが自由にとっていいというふうにはなっていないので、もし、そういうものを水産庁のほうでどこかで認めるということになるので、その資源は認証がおりないし、ということは、国際的に輸出は多分できないということになるので、その点はよくお考えいただきたいということでございます。

○山川分科会長 これもご意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。資料7というのが追加されてございます。北太平洋漁業委員会（NPFC）「年次会合」の結果についてということで、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理部長 資料7でございますが、ちょっと古い話ですが、NPFCの会議がまとまりまして、その結果としましてNPFC水域全体でのTACが33万トンと決まって、来年、国別の配分を検討するということが決まったわけなんです。ここで大切なのはNPFCの管理年度というのは暦年、つまり、1月1日から12月31日までとなっております。一方で、日本のサンマのTACの管理というのは7月1日から翌年6月30日までとなっておりますので、そこにずれ、つまり、空白が生じることとなります。そういった意味で、国際機関の決定のほうに国内の措置も合わせていくという観点から、令和2年漁期からサンマの国内のTACを暦年で管理するというふうにしたと、今、検討しております。暦年で管理するとした場合には必要な手続を経た上で、また、あわせて具体的な国内のサンマのTACの数量と合わせて、次回の資源管理分科会でお諮りすることとしたいと思っておりますので、その際、ぜひご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。高橋委員。

○高橋特別委員 暦年で管理したい、次年度のTACを提案したいということなんです。ご承知のとおり、今年のサンマは壊滅的な状況ということ。公海でもとっているが、10トンだ、15トンだという状況で、ここ2～3日、ようやく東経158とか160度くらいで40

トン、60トンというような状況になってきた。これとて日本の200海里に入ってきているわけではございませんから、そういう状況の中で、このまま推移されると大変なんですけれども、仮定の話をして申しわけないんですが、このような状況が続いて、今年の状況で切り上げた場合、次年度のTACはどのようにして算出するのでしょうか。

これまでのTACの説明を受けてきましたけれども、だんだん、実績主義というか、前年度、その前の年の水揚げ実績を加味したようなTAC設定がかなり強くなってきた。そうすると、ほとんど漁獲のない年、これまでかつて経験したことのないような状況の中で次年度以降のTACというのは、どのような設定をしていかれるのか、今、水研機構が中心になってTACの算出をしていると思いますけれども、例えばかつて気象庁が気象予想をしていましたけれども、もう少し民間にそういう機関があるのであれば、またはそういう機関を育て上げるか、1カ所だけの研究ではなくて、前広に多くの研究機関に調査していただくなり、数字を出していただくなり、そういうことも必要になってきているのではないかなというように思います。

特に今年のサンマの状況を見れば、次年度に出漁する船は本当に何隻あるのか、そこで働いている皆さんは、今年は多分、最低保障で終わる可能性が有り、来年、船に乗ってくれるのかどうか、こういうことも含めて最悪の状態になりつつあります。そういう状況の中で本当にサンマのTACが必要なのかどうか、意味があるのかどうか、むしろ、サンマのTACなんていうのは必要ないんじゃないかと、1年でそういう結論を出すのは乱暴かもしれませんが、心情的にはTAC魚種から外していただきたいという状況になってきているのではないかと。

これに対してTACの基礎的な数値を出した水研機構のほうからは何らコメントがありません。当初は9月中旬ぐらいから量が出てくるでしょうということだったんですが、これほど水揚げが少ない、魚がないということに対するコメントというのは何ら聞いたこともありませんし、そういう状況の中でNPFCでTACを決めました。これは本当にどういう状況になっていくんですか。どういう状況になっていくんだろう。もっと真剣に考えていただきたいというように思います。私のほうからは以上です。

○山川分科会長 神谷部長でよろしいでしょうか。

○資源管理部長 ありがとうございます。

今年とれなかった、イコール、即、来年のTACを減らすとか、そういったことは当然、我々としては考えておりません。今年とれなかったというのと来年のTACをどうするかと

というのは、また、別の問題として考えていただければと思います。特にNPFCという国際機関との関係の中で、TACというのを定めて行かないといけないわけですから、ここで安易にTACを決めるのをやめたというふうになりますと、逆に日本のTACというのが来年以降、国別のTAC配分の検討のときに一番、かなり日本がここでTACをやめたとなりますと、来年以降の日本の立場というものが非常に阻害されることとなります。

ですから、今後、お諮りすることになる数量というのは、どちらかといえば、今年とれた量というものではなく、来年以降のNPFCの本格的なTACの配分の交渉に向けて、そういうことも踏まえての数量になるんだらうというふうに我々は予測しております。今、はっきりした数字は申し上げられませんが、そういったスタンスで検討させていただきたいと思っております。

一方で、資源評価は水研だけでなくということがありますが、現在、サンマの資源評価はNPFC本体の研究機関でやられておることになりますので、その中で日本の主張が一番通るようにしないといけないとも思っております。また、あわせて日本の一般的な話になりますが、資源評価は水研の正確性を試すためには、今後、外部研究者のピアレビューというのも含めて、評価の正当性を高める方向に水産庁として動いておることをございます。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○坂本委員 サンマの漁獲に関しては、私どものほうも非常に心配しているところではありますけれども、サンマ船がロシアのEEZ内に入って操業するというのに対して、また、逆にロシアの船が日本のEEZ内に入ってさばなどをとるといようなことがあるわけですが、そのトン数というのはサンマの要するにバーターというわけではないんですよ。

○資源管理部長 バーターではございません。基本的にお互いの水域の資源の余剰があるものに対して、相手国がその範囲内で希望する量を与えるということにしております。

○坂本委員 ありがとうございます。

そうしますと、例えば近年、まさば資源というのが日本の中ではかなり回復基調にあるといようなことがあるわけで、そうすると、逆にロシアのほうでさらにさばをとらせてくれといような要望といつか、要求をしてくるという可能性も十分にあると思うんですが、水産庁さんはその辺のところはいかがお考えかということと、それと

あと、実際に既にかなり日本の沿岸に来ているわけなんです、船自体、かなり大型の船で、なおかつ、トロールですから決してさばだけをとっているというわけではないんだと思うんですね。そうすると、そういうさば以外の魚をとっている可能性があるというようなことは考えられますか。

○資源管理部長 ロシアのほうが単純に言えば、もっとさばをとらせてほしいという要望は今年もしてくるだろうというふうには予想しております。ただ、我々はあくまでも相互主義でありますので、そこは交渉という観点から、出漁組と沿岸のほうとのバランスをとって交渉していきたいと思っております。

ロシアの現在の漁船ですが、現時点でいえば、今年はまだロシアの大型トロール船は入ってきておりません。我々が昨年、立入検査なんかをした結果を見ますと、少なくともさばがメインで、それにいわしが混じるという感じで、それ自体、量は定められた量の中におさまっておると認識しております。ただ、今後、オブザーバーによる乗船のモニタリングとか、立入検査とか、そういうののカバー率を上げて、日本の水域の資源の管理の強化により努めてまいりたいと思っております。

○坂本委員 日本のサンマ船に関しては、ロシアのほうもかなりいろいろな要求をしてきて、お話がありましたようにオブザーバー等の乗船だとか、そういうふうなことをやっておりますので、日本のほうからも日本の領海内でやっている船に関してはいろいろ日本から注文をつけていくと、水産庁さんのほうから注文をつけていくというようなことで、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、ご意見をいただいたということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。その他ですけれども、何かございますでしょうか。船本委員。

○船本特別委員 船本です。

昨日来、話題になっておりますので、水産庁さんも当然、強力に抗議していただいたところだというふうに思います。何かというとミサイルが飛んできた問題なので、きのうの朝の発表だと島根県沖のEEZに着弾したということで、海上保安庁さん発の情報として発表されたということで伺ったところですがけれども、あらっと思って、もうちょっと発表の仕方を考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

島根県沖のEEZといいますと、領海外で中間線までなので、平たく言って、私のところ

の船も出ておるところですし、それこそ、大和堆にべにがにのかごが出ておるし、それから、ここですと石川県さんを初め、するめいかの船もたくさん出ておるところのほうから、それこそ、隠岐の島のちょっと北の辺まで、みんな、島根県沖だと思うんです。今までだと大体、能登半島沖とか、石川の北西何百キロというような発表が多かったと思うんですけれども、このたびは島根県沖のEEZということで発表して、あらっと思って、もちろん、確認はとったわけですがけれども、余りにも範囲が広い発表じゃないかな。

混乱を招かないためにも、もう少し考えた発表をしていただきたいということと、もちろん、とんでもないことをしてもらったと思うので、漁業者から言わせると、日本海がミサイルの発射の練習場、訓練場みたいになっておって、片一方は暫定で韓国から違法漁具でやられ、水面はそっちのほうを注意しなければいけない、上のほうは北朝鮮のミサイルを注意しなければいけないわということで、非常に漁業をしておっても心の休まる時がないような状況だと思います。

それで、そういうふうな発表の仕方だと、範囲で日本海全体の船が西側半分ぐらいは全部心配しなければいけないような発表の仕方だと思うので、もうちょっとわかりやすい発表をしていただいて、どこら辺なのかというようなあたりを考慮した発表をしていただけたらありがたいなというふうに思うのと、強力な怒りを覚えるので、猛抗議していただきたいということですので、お願いします。

○山川分科会長 これについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。では、神谷部長。

○資源管理部長 今のご不満は十分承りましたし、我々も怒りという点においては共有しております。特に水産庁というのは漁業を司る役所でございますので、そういった立場からすれば、全く同じ感覚を共有しております。ただ、一方で発表したのが我々ではないというところもありますので、その辺も複雑さもあるわけですが、よりよい方向に進むように我々の中で最大限努力していきたいと思っております。また、あわせて直接のお答えにはなりませんけれども、日本海のいかに関しては我々の取り締まり船の持てる勢力をかなりフルに投入して一生懸命、いかの漁場確保というところに今、努めておりますし、引き続きこれからも努めてまいりますので、そこはご理解いただければと思ひます。とにかく、そこは我々は頑張っていきます。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。高橋委員。

○高橋特別委員 地球温暖化による海水温の急激な上昇ということで、TACの数量算定の

基礎の段階でどのようにこれを見ているのか、全然、見えてこないというように思います。例えばいかの町函館がいつの間にか、ぶりの町函館になっていたり、どうもケンサキイカが八戸沖でとれてみたり、はたまた、八戸の川でまぐろが泳いでみたり、こういうような急激な温度変化によって多くの漁業種というのは拡散しているのか、適水温を求めているのか、餌を求めているのか、海況の大きな変化というものがTACの数量を算出する段階でどのように見ているのか、これが全然見えない。従来パターンのようなTACの算出をしているんだと思いますけれども、その地域なり、海域なり、TACを設定する数量と乖離があるのではないのかというような懸念もありますので、次回でもいいですけれども、その辺のことがわかれば情報開示していただければありがたいと思っています。

○山川分科会長 これにつきましては、ご意見として承ったということによろしいですか。では、山下委員。

○山下特別委員 全国いか釣り協会の山下です。

5月中旬ごろから水産庁取り締まり船、海上保安庁の巡視船を200海里の船の脇に待機していただき、本当にありがとうございます。

近年、北海道や東北海区は不漁に続き、かろうじて大和堆、武蔵堆はいませんが、操業しております。ご承知のとおり、日本海は北朝鮮や中国船の違法操業が年を追うごとに激しさを増し、国もさまざまな施策を講じていただいておりますが、漁業者から見ればもの足りず、この問題がさらに悪化すれば先人が長い年月をかけた豊かな海が危険な海になりかねず、地域を支え、食生活にも寄与してきた沖合のいか釣りは消滅の危機に追い込まれかねません。つきましては、水産業界が一丸となって、この外国漁船の違法操業に対し、大きな声を上げていただきたくお願いいたします。

それともう一つ、船本委員からもありましたが、10月2日の午前7時に北朝鮮潜水艦ミサイル発射で組合から電話があり、小木支所の所属船は大丈夫だと聞きました。日本のEEZに落ちたということは、操業中の船に当たったら船主も乗組員の家族も、こんな怖いところには行かせたくないからと、船に乗せないということを聞きます。日本のEEZの中で安全操業をお願いいたします。

以上。

○山川分科会長 強いご意見がございましたけれども、よろしくお願いいたします。

ほかにその他、ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局からご案内をよろしくお

願いたします。

○管理調整課長 事務局でございます。

次回の資源管理分科会でございますが、11月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えてございます。何か緊急な事態で、それ以前ということがある場合には、できる限り早期にご連絡いたします。いずれにしましても、日程につきましては後日、事務局のほうから調整させていただきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いたします。

○山川分科会長 以上で本日、予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたりまして、ご議論くださいまして大変お疲れさまでした。これもちまして、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。